

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

## 労働者協同組合法の施行（2022年10月1日）に向けた 自治体における取り組みのご提案

1. 周知・広報活動（桶川市【資料②-P1】、京丹後市【資料⑤】、福井市【資料②-P7】、茨城県【資料②-P8】）  
自治体議員・職員・住民・関連団体（協同組合・労働組合・NPO等）等を対象とする労働者協同組合法・ワーカーズコープに関する学習会の開催。映画『Workers 被災地に起つ』上映会やワーカーズコープ現場視察等の実施。
2. 労働者協同組合（法）に関する相談窓口の設置（鳥取県【資料⑦】）
3. 「協同労働プラットフォーム事業」の実施（広島市【資料⑧】、高知市【資料②-P7】）
4. 労働者協同組合の設立を目的とする職業訓練事業等の実施  
コロナ禍における各自治体の事情やニーズに応じて（生活給付つき）起業型職業訓練事業、緊急雇用創出・人材育成事業、まちづくり講座、創業セミナー、継業（事業承継）セミナー等を実施し、労働者協同組合の設立を通じて当該自治体における就労創出及び維持、産業創造、地域づくり等を促進する。
5. 上記諸施策を含め、労働者協同組合・「協同労働」を公共政策へ位置付けるべく、公契約条例の制定や入札制度・指定管理者制度の再検討
6. 上記諸施策のための予算の計上（鳥取県【資料⑥】【資料②-P8】、京丹後市【資料⑤】）

自治体議員のみな様には議会での質問、首長懇談、関連部局課との懇談等を通じて上記諸施策をはたらきかけていただきたい。まずは地元のワーカーズコープないしは下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 担当：中野理（ナカノオサム）  
電話：03-6907-8040 メール：o-nakano@roukyou.gr.jp